

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収
法 令 名 根 拠 条 項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条
法令番号	令和2年政令第11号

【基準】

準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第2項の規定に よる。

(費用の徴収)

第63条

2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症 又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除さ せた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が 存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した 実費を徴収することができる。

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年	月	日	